

## 【調査の概要】

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、昭和23年以降文部科学省が実施しているものである。

### 1 調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

### 2 調査の対象

県内に設置されている国・公・私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校である。

なお、国立の学校や、高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校等）については、文部科学省が直接調査を行っている。

### 3 調査の種類、事項、期日及び申告者

調査の種類	調査事項	調査期日	申告者
学校調査	学校数、学級数、在学者数、教職員数、入学者及び修了者数等	令和7年 5月1日現在	学校長
学校通信教育調査	学校数、在学者数、教職員数等	〃	〃
不就学学齢児童生徒調査	就学免除者、猶予者の状況、居所不明及び死亡した学齢児童生徒数等	〃	市町村教育委員会
学校施設調査	学校の土地、建物の用途面積等	〃	公立学校は学校長 私立学校は設置者
卒業後の状況調査	中学校、高等学校卒業生等の進学、就職等の状況	令和6年度の 卒業生について 令和7年5 月1日現在	学校長

(注) 学校施設調査は、公立については専修学校、各種学校についてのみ実施した。